

平成26年度地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業」(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業」とは、地域の団体が主体となって、地域特性を活かし、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスから得られるエネルギー)を利用して発電を行い、発電により得られた電気を売電または利用する事業をいう。

(事業計画の募集)

第3条 県は、事業の実施に際し、別に定める「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業募集要項」により事業計画を募集する。

(事業計画の要件)

第4条 県が募集する事業計画は、次の各号のいずれにも適合する事業とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備を新たに導入する事業であること
- (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、継続的に実施される事業であること
- (3) 地域の団体が主体となって行う事業であること

(応募に必要な書類等)

第5条 事業に応募しようとする団体は、次に掲げる書類を作成の上、県が別途定める日までに提出するものとする。

- (1) 地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業申請書(様式1)
- (2) 地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業計画書(様式2)
- (3) その他関係書類

(審査会の設置)

第6条 応募のあった事業計画の内容を審査するため、有識者等を構成員(以下「委員」という。)とする「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業審査会」(以下「審査会」という。)を農政環境部環境管理局温暖化対策課に設置する。

2 審査会の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。

(審査方法)

第7条 審査は、別に定める「地域主導型再生可能エネルギー導入事業審査方針」によるものとする。

(事業の採択)

第8条 県は、審査会において委員が評価した結果に基づいて、事業の採択を行うものとする。

(採択の取り消し)

第9条 県は、前条で事業計画の採択を受けた団体(以下「採択団体」という。)が、事業計画に従った事業を実施していないと認められるときは、その採択を取り消すことができる。

(支援措置)

第10条 県は、採択団体が事業を実施する際に必要となる経費について、貸付を行うことを(公財)ひょうご環境創造協会に求めるものとする。

2 貸付に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(報告の徴収)

第11条 採択団体は、事業を実施するに至るまでの手順、及び毎年度の発電状況を、県の求めに応じて報告しなければならない。

2 県は、前項に定めるほか必要があると認めるときは、採択団体に対し、事業の実施状況等について報告を求めることができるほか、その報告内容を公表することができる。

(その他)

第12条 この事業の庶務は、農政環境部環境管理局温暖化対策課において処理する。

2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月2日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。